

おくやみハンドブック (死亡届に伴う手続きのご案内)

謹んでお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになった方が1～4頁に該当する場合は、手続きが必要となります。
直接担当課にて手続きをお願いいたします。
(お問い合わせは、ご確認のうえ担当課に平日の8時30分から17時までの間にお願
いします)。

※なお綾瀬市役所以外の主な手続きに関しては5～6頁に掲載しています。
ご参考の上、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

綾 瀬 市

【目 次】

| 項 目 | 頁 |
|---|---|
| ■ 戸籍、住所・印鑑登録・マイナンバー | 1 |
| ■ 国民年金・国民健康保険 | 1 |
| ■ 介護保険、市営墓地 | 2 |
| ■ 災害見舞金 | 2 |
| ■ 障がい福祉 | 2 |
| ■ 原動機付自転車、税金（市県民税・固定資産税・軽自動車税） | 3 |
| ■ 農地、森林 | 3 |
| ■ 防災無線 | 3 |
| ■ 子育て（児童手当・小児医療）、保育園 | 4 |
| ■ 放課後児童クラブ、学校 | 4 |
| ■ 飼い犬 | 4 |
| ■ 土地家屋の登記・相続税・相続放棄・水道・車や大型バイク 運転免許証・パスポート・斎場（大和斎場）・厚生年金等 | 5 |
| ■ 預貯金・民間生命保険・電話・電気・ガス等の諸手続き確認シート | 6 |